

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ホンジュラス国テグシガルパ市上水道改善事業
準備調査【有償勘定】(QCBS)

調達管理番号：22a00476

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月5日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年10月5日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ホンジュラス国テグシガルパ市上水道改善事業準備調査【有償勘定】(QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年12月～2024年2月
契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。
- (5) 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。
具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。
 - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の32%を限度とする。
 - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中南米部中米・カリブ課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年10月11日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年10月19日 12時
3	質問への回答 10月12日12:00までの受領分	第1回 回答日 2022年10月17日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2022年10月24日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年10月28日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2022年11月15日14時
10	評価結果の通知日	2022年11月21日
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件については、特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口（outm1@jica.go.jp 宛
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記 4.（3）日程のとおり、原則 2 回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル及び電子データ (PDF) での提出とします。

- ① 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- (4) 提出書類
 1) プロポーザル・見積書
- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
 (URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
 プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内	40%以下

容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	
--	--

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま
す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ
ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主
任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピ
ング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安
価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。
総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで
計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積
額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電
子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システム
にて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま
す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも
あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先しま
す。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であっ
た場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポー
ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ホンジュラス国テグシガルパ市上水道改善事業準備調査【有償勘定】（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 プロジェクトの背景

ホンジュラス共和国テグシガルパ首都圏の給水需要は349,920m³/日（2021年時点）に及ぶが、急速な人口増加に伴う給水需要に対応できておらず、さらに、雨季、乾季の給水量はそれぞれ199,584m³/日、133,056m³/日（2021年時点）に留まっており、慢性的な水供給量不足となっている。このような状況に加え、老朽化した水道管からの漏水や2021年まで上水道の運営を担当していた国家上下水道公社（SANAA）の不十分な運営により無収水率が39.2%（2016年～2020年の平均値）と高く、同首都圏の給水時間は3～7日に1回、12～15時間に限定されるなど市民の生活環境に悪影響を及ぼしている。SANAAの慢性的な財政赤字による資金不足と環境への影響への懸念と住民移転の問題により新たな水源開発が進んでいない中、限られた水資源を有効に活用するためには、送配水施設の更新や効率的な運営が必要となっている。

係る状況下、当国政府及び国家水衛生員会（CONASA）は国家水衛生計画（PLANSA）を策定し、無収水の削減を取り組むべき課題として掲げており、2018年に世界銀行の技術支援を通じて、テグシガルパ首都圏における上水道事業の今後10年間のビジネスプランが作成され、給水システムの改善、サービスの効率化、他ドナーとの連携を通じたインフラ投資による水供給量増加を目的とした具体的な案が示された。発注者は2020年11月～2021年12月に「ホンジュラス国テグシガルパ上水事業に係る情報収集・確認調査」を通じて、同首都圏の上水道事業の現状と課題を整理した上で、上記ビジネスプランを検証し、短中期的に送配水施設の整備による無収水削減の必要性和緊急性が高いことを確認した。また、世界銀行の支援「Tegucigalpa: Water Supply Strengthening Project」を通じて、2021年にSANAAからテグシガルパ市上水衛生局（UMAPS）への上下水道サービス権限の移管が完了している。

テグシガルパ市上水道改善事業（以下「本事業」という。）は、テグシガルパ首都圏において、送配水施設等の整備を図ることにより、同首都圏における給水サービスの整備拡充を目指すものであり、上記の情報収集・確認調査を受け、2022年2月に発足したホンジュラス新政権より準備調査実施に係る要請が示された。本調査では、既存調査

を活用しながらテグシガルパ首都圏における上水セクターの関連情報を収集する。本調査結果を踏まえ、事業規模の妥当性を検討した上で、有償資金協力として適切な事業計画の策定及び概略事業費を積算する。

第3条 プロジェクトの概要

(1) 事業名

テグシガルパ市上水道改善事業 (Tegucigalpa City Water Supply Improvement Project)

(2) 事業目的

テグシガルパ首都圏において送配水施設の整備を行うことにより、効率的・安定的な水供給を図り、もって同首都圏における生活環境の改善に寄与するもの。

(3) 事業概要

1) 土木工事 (送配水施設等の改修) ※以下の施設のうち本調査で対象施設を検討する。

- ・ 送水管の改修 (想定約 132 km) もしくは新設
- ・ 配水池の改修 (想定約 102 か所) もしくは新設
- ・ 配水管網の改修 (想定約 1,370 km) もしくは新設
- ・ 送水ポンプ場の改修 (想定約 26 か所) もしくは新設
- ・ 水道メーターの設置

2) コンサルティング・サービス

詳細設計、入札補助、施工・調達監理等

(4) 対象地域

ホンジュラス共和国テグシガルパ首都圏

(5) 関係官庁・機関

本調査の対象となる事業に関する実施機関及び関係省庁・機関は以下の通りである。但し、調査の過程において、これ以外の機関等が関係する場合が判明する等した場合は、その旨発注者に報告し、確認・了解を得た上で調査を継続する。

1) 実施機関：

- ・ テグシガルパ市上水衛生局 (Unidad Municipal de Agua Potable y Saneamiento 以下「UMAPS」という。)

2) その他関係省庁・機関：

- ・ テグシガルパ市役所 (Alcaldía Municipal del Distrito Central。以下「AMDC」という。)
- ・ テグシガルパ市上水衛生管理局 (Unidad de Gestión de Agua y Saneamiento Municipal。以下「UGASAM」という。)
- ・ ホンジュラス上下水道公社 (Servicio Autónomo Nacional de Acueductos y Alcantarillados。以下「SANAA」という)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な支援活動

- ・ 無償「コマヤグア市給水システム改善・拡張計画」(G/A 締結：2017年)
- ・ 無償「テグシガルパ市内給水施設小水力発電導入計画」(G/A 締結：2013年)
- ・ 無償「テグシガルパ緊急給水計画」(E/N 署名 2007年)

第4条 業務の目的

本調査は、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、もって我が国の有償資金協力事業として本事業を実施するにあたって発注者が行う審査に必要な調査を行うことを目的とする。

第5条 業務の範囲

本調査では、既存調査を活用しながらテグシガルパ首都圏における上水セクターの関連情報を収集する。本調査結果を踏まえ、事業規模の妥当性を検討した上で、有償資金協力として適切な事業計画の策定及び概略事業費を積算し、「第8条 報告書等」に示す報告書等の作成を業務範囲に定める。

第6条 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本業務の成果は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際の検討資料及び当国の事業承認の基礎資料として用いられることとなる。本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、他調査の過程で随時先方政府・実施機関及び発注者と十分に協議し、承認を得る。尚、事業計画の策定にあたっては、他開発パートナーと連携及び分担を明確化する。

また、本業務で検討・策定した事項が先方政府・実施機関等への一方的な提案とならないよう、先方政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。

一方、当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、先方政府関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう留意する。

本調査では、積算額に関する先方政府・実施機関との認識の一致に特に留意する必要がある。従って、本業務においては、当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく積算額について先方政府・実施機関と認識の一致を図り、協議・調整状況について速やかに発注者に情報共有を行うとともに、必要に応じ先方政府・実施機関及び受注者間で協議議事録を作成する。協議議事録は、原則としてファイナル・レポートに添付する。

(2) 審査の重点項目

本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、取りまとめに際して、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従ってとりまとめる。

- 1) 適用される技術基準
- 2) 施工計画
- 3) 調達計画
- 4) 事業費
- 5) 事業実施スケジュール
- 6) 事業実施体制
- 7) 運営・維持管理体制

- 8) 運用・効果指標
- 9) 内部収益率 (IRR)
- 10) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加する可能性がある。

(3) 発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む。）について先方政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承認を得るものとする。借入国政府、特に実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示をうける。

なお、発注者への説明・確認については、対面またはオンラインによる会議形式で行うことを原則とし、それらが困難な場合は電子メール等による実施も可とする。打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

(4) 先行調査から得られる情報のレビュー及び活用

本調査に先立って以下に示す調査が実施されているところ、かかる先行調査から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査実施が求められる。プロポーザルにおいて、先行調査から得られる情報と本調査で必要な項目について整理し、本調査で調査すべき事項についてその理由と共に提案する。なお、一部の情報は古くなっているため、情報の更新が必要な個所を洗い出し、本調査において情報の更新・追加情報の入手を行う。

先行調査

ホンジュラス国テグシガルパ上水事業に係る情報収集・確認調査（2021年12月）

(5) 調査における地理的な対象範囲

本調査における自然条件調査、事業実施スケジュール（施工計画、工事安全対策等を含む）、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所（及びその周辺）のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関により提供されるべき用地（例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等）（及びその周辺）についても考慮に含まれることに留意する。

(6) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術について把握し、本事業における本邦技術活用の可能性について「第7条 業務の内容」の指示に従い検討する。検討にあたっては本邦技術の適用による経済性の向上、工期短縮、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告し、確認を得るとともに、適用を提案する本邦技術について先方政府・実施機関と十分に協議・調整を行う。

さらに、本邦企業の事業参入促進にあたっては、関連本邦企業の参入意向に留意しつつ競争性確保を図ることができるよう検討する。

加えて、本邦企業が有する技術、製品、アイデアの活用の可能性があれば、プロポーザルで提案する。なお、発注者の中小企業・SDGsビジネス支援事業に関する情報は、以下のウェブサイトを参照し、過去の採択事業リスト等も参考にする。

(https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)

(7) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」という。)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。調査の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合などは必要に応じてカテゴリ分類を変更することがある(「JICA 環境社会配慮ガイドライン」2. 2. 7)。この場合には、追加で必要となる業務内容等を含め、契約変更の協議を行う。尚、本事業の対象となる既存施設の整備に係る許認可は 1993 年に取得されているが、本事業の実施にあたり、先方政府が制度上求める①環境影響報告書の作成、②許認可の再取得の必要性を確認し、必要に応じて作成支援を行う。

本調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って、先方政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続き、世界銀行セーフガードポリシー等を必要に応じて参照しつつ「第7条 業務の内容」に示す業務を行う。

先方政府の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照する。また、本事業を実施する際の環境社会配慮に係る最新の手続きについて確認する。

- ・ 水法 / Ley General de Aguas (2009: No. 181-2009)
- ・ 森林・保護区・野生動物法 / Ley Forestal, Áreas Protegidas y Vida Silvestre (2008: No.98-2007)
- ・ 土地管理法 / Ley de Ordenamiento Territorial (2003: No. 180-2003)
- ・ 環境法総則 / Reglamento General de Salud Ambiental (1998: No.0094)
- ・ 環境法 / Ley General del Ambiente (1993: No. 104-93)
- ・ 環境法総則 / Reglamento General de la Ley General del Ambiente (1993: No. 109-93)
- ・ 保健規約 / Código de Salud (1991: No.65-91)
- ・ 自治体法 / Ley de Municipalidades (1990: No. No.134-90)
- ・ 国家上下水道公社法 / Ley Constitutiva del Servicio Autónomo Nacional de Acueductos y Alcantarillados (1961: No.91)

(8) 施工時の安全対策について

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し(例:安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等)、(コンサルティング・サービスを含む)事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を確認すると共に、「JICA 安全標準仕様書(JICA Standard Safety Specification (2021年2月))」(以下「JSSS」という。)を参照すること。JSSSは円借款事業で一般的に発生する工種や現場の状況における工事安全上の最低限の要求事項を示したものであり、円借款事業の建設工事を伴う契約の一部として使用することが広く推奨される。

なお、同仕様書は一部円借款融資対象契約においては適用することを想定していないが(仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約については不適用)、その内容に鑑み、本事業の実施段階で使用される、されないにかかわらず内容を十分に理解した上で調査を実施する。

また、先方政府・実施機関の対応が求められるような事項(用地取得や交通規制等)については、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記

述する。

(9) 調査実施段階、及び事業実施段階における治安上の安全対策

本事業対象地域は、一般犯罪やテロ等の治安面でのリスクが一定以上であると認識されているところ、調査実施に当たっては JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）に従うこと。

さらに、概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負うこととし、発注者から提供される「安全対策ガイダンス」（2019年4月）を参照しつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、別途指定する様式に従い、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。

(10) デジタル技術の利活用

デジタル技術の利活用について現状の調査を行い、先方と協議の上利活用の提案をファイナル・レポートに提案書として添付する。その際には以下の観点から、現状の調査を実施すること。

- ・実施機関における情報収集・利用にかかる業務フロー（デジタル、アナログ）
- ・上記、業務フローの中で用いられているツール
- ・他関係機関とのデータを介した連携状況

また、デジタル技術を活用した同分野での開発効果拡大を図るものとしては、以下のとおり。ただし、これ以外にも提案は妨げない。

- ①正確な水資源情報を正しく把握し、水資源の配分等の問題への対処するもの。
- ②水道施設の効率的な維持管理に貢献するもの。
- ③遠隔地において持続的な水道サービスを提供する料金徴収イノベーション技術。
- ④顧客の well-being 向上に向けて、水質や給水量など給水事業を改善するもの。

本事業においても、上記のような点を踏まえて、下記における活用が想定される。また、この他にも効果的な活用法がある場合、調査報告書にて提案する。

- 1) 気象情報を活用した水資源データの管理
 - 2) SCADA システムの導入
 - 3) 送配水ポンプの圧力管理
 - 4) Gateway System*¹ 通信機能を加えた PPWM (Prepaid Water Meter) の設置
- *¹ メーター（顧客側）から水道事業体への水利用量のデータの定期的な送信、および水道事業体からのメーターバルブの遠隔開閉など、顧客-水道事業体間で双方向の通信が可能

(11) 調査データの提出

デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進の観点から、発注者は事業を通じて得られるデータを集約し、効率的・効果的な案件管理・案件形成を目指す方針を有している。現段階では発注者として集約すべきデータの種類や様式について検討段階にあり、本調査では今後の検討の材料として試行的に調査データの取得を実施する。自然条件調査、需要調査、ベースライン調査等を通じて得られる調査データに関し、位置情報が含まれるデータについては後述する様式に従い発注者に提出する。将来的には調査データの取得に関して可能な限り位置情報の取得を求めることを想定しているが、本調査においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。なお、調査データの取得に当たっては、本調査の実施対象地域の法令におけるデータの所有権及び利用権を確認する。関連する法令が存在しない場合或いは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機

関に本調査で取得したデータの所有権及び利用権について確認する。確認の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

データ格納媒体：CD-R を基本とする。CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議する。

データ形式：KML もしくは GeoJSON 形式とし、ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式で提出する。なお、Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードをファイナル・レポートと併せて提出する。

(12) リスク管理シート (Risk Management Framework) について

開発途上国における円借款事業は、実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがあり、大型のインフラ事業においてこのような状況がもたらす影響は特に大きくなる。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、審査段階および実施（案件監理）段階において発生し得る問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク要因の特定および対応策の策定を行う必要がある。これを踏まえ、本業務においては発注者が提示する様式を用いて、本事業のリスク及びその対応策を取り纏める。

(13) 事業概要の対外説明にかかる資料作成

本業務を通じて提案される円借款案件について、発注者が日本政府や本邦企業等に審議・説明を行う必要がある場合には、契約期間中、その資料作成や質疑応答等の業務支援を依頼することがある。

(14) 整備対象エリアの検討・選定

テグシカルパ首都圏の送配水系統は主にピカチヨ系統、コンセプション系統、ラウレレス系統に分類される。このうち、「ホンジュラス国テグシガルパ上水事業に係る情報収集・確認調査」においては、優先的に整備するエリアとして、コンセプション系統、ラウレレス系統を想定した。本事業ではコンセプション系統、ラウレレス系統において、水資源開発ではなく無収水削減を目的とした送配水系統の整備を検討しているが、テグシカルパ首都圏の送配水系統は複雑に形成されていることから、本調査ではピカチヨ系統を含めて改めて調査して整備対象エリアを検討し、絞り込みを行う。

整備対象エリアの検討・選定においては、給水サービスの現状や整備対象施設の選定と合わせて検討する必要があることから、次項を踏まえて検討を行う。

(15) 整備対象施設の選定

本事業では送配水系統を整備し、無収水の削減を行っていくことを主目的としているが、テグシカルパ首都圏では水道メーターの設置率が低いこともあり、無収水率が正確に測定されていないだけでなく、主たる無収水の原因も明確にはなっていない。無収水削減のため、本事業においてどのような施設を対象として整備を行っていくかが、成果を上げるために重要となる。上述の通り、無収水の原因は明確ではないものの、想定される方針を以下に示す。

まず、物理的な無収水の原因としては、テグシカルパ首都圏の地形的特徴である起伏の激しさが影響していると考えられ、無収水削減を効果的に実施していくためには、適切な圧力管理を行えるよう整備していくことが優先事項であると考えられる。テグシカルパ首都圏には多数の配水池、ポンプが設置されているが、これらの改修・新設等の再構築を含めた圧力管理が一つのポイントとなると想定される。なお、この再構築によ

り、ポンプ施設の改修等の最適化がなされ、エネルギー消費の観点でも改善が期待される。更に、老朽管を抜本的に敷設替えしていくことも必要と考えられる。

一方で本事業による効果を明確にしていく観点からも、水道メーターの設置促進も重要な検討要素となる。テグシガルパ首都圏の全域への整備効果の波及を目指す一方で、整備効果を正確に測る必要もあることから、対象とするエリア、施設を選定するための選定基準を設定し、複数案を比較検討の上、決定していく必要がある。

なお、給水サービスの現状調査を行い、給水時間が著しく短い場所や断水が多いエリアがないか調査する。現状調査に合わせて、本事業で想定される効果指標を検討するとともに、設定した効果指標が確認できるような整備対象施設の検討を行う。

(16) 給水管・水道メーターの整備に係る現状と責任体制の確認

本事業では送配水管網の整備を行うが、給水管の接続がなければ住民への裨益に至らず、効果が発揮されないことが懸念される。本調査では、ホンジュラス国の法令等を確認し、給水設備に係る現状を把握するとともに、同国の法令を考慮し、住民間の不公平が発生しないように留意しつつ、本事業における給水設備の整備に係る責任体制を確認する。また、ホンジュラス国では各戸に設置する水道メーターについて、治安上の理由もあり、設置や補修が十分にできていないことが指摘されている。水道メーターの設置は適切な料金徴収を支え、水道事業体の運営を支えるものであることから、整備及び責任体制について明らかにする。

(17) テグシガルパ市上水衛生局のキャパシティアセスメント

ホンジュラス首都圏の給水サービスはこれまで SANAA が担っていたが、現在はテグシガルパ市上水衛生局へ移管されていることから、本調査では実施機関の水道事業の運営・維持管理能力を改めて調査する。

実施機関へのキャパシティアセスメントを踏まえ、本事業に加えて必要な技術支援内容を整理する。本事業と、必要な技術支援との関連や役割分担を整理するとともに、具体的な活動内容等を提案する。

(18) 発注者が実施するミッションへの協力

発注者が実施予定のファクトファインディングミッション時(2023年9月を想定)、および詳細ファクトファインディングミッション(2023年11月)時に情報共有や案件検討に向けた支援を行う。

第7条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、発注者に提出する。

(2) インセプション・レポートの作成・協議

1) 先方政府からの要請関連資料及び既存調査結果等の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。特に既存調査における課題点や更新が必要な箇所を整理し、先方政府側にて検討・調整が必要な事項、現地でさらに情報収集する必要がある資料、情報、データをリストアップし、全体調査計画に反映する。

2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成し、発注者に事前確

認を求める。

- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、先方政府・実施機関等に対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

また、上記作業と並行して、現地再委託、傭人、機材調達の手配等の準備作業を開始する。

(3) 事業の背景・必要性の確認・整理

既存調査の情報を精査・活用の上、本事業の背景や必要性を確認・整理するために必要となる以下の情報収集、更新、分析を行う。

1) ホンジュラス及び事業対象地域の政治・社会・経済状況、開発計画等

2022年1月より新政権となったホンジュラスの社会・政治・経済の現状(国家政策・計画・予算、社会情勢、産業構造、為替・貿易収支、労働市場と貧困、外国投資と産業振興状況等)について確認する。

また、ホンジュラス及び事業対象地域における上水道セクターの開発計画等における本事業の位置づけについて確認を行う。さらに、事業対象地域の社会・経済状況(開発計画、人口動向、世帯数、民族構成、平均所得、生計手段・就業形態、失業率、安全な水へのアクセス状況、停電時間、水因性疾患発症率等)に関する情報を収集・更新・分析する。

さらに、事業実施に係る関係機関について、省庁、地方支局、地方政府機関等との関係性を明らかにする。

2) 水需要予測

対象地域における給水人口の推移を調査し、将来の給水人口予測を行う。

3) 既存水道システムの状況

事業対象地域の既存上水道送配水施設(送水管、ポンプ場、配水池、配水管、水道メーター、情報管理システム等)の規模・容量・系統・築造年・敷設年・維持管理の状況等の情報収集・更新・分析を行う。また、事業対象地域における上水道整備状況(水道普及率、給水時間、送配水圧力、給水施設の運営管理)、取水水源及び水道施設の現状(送配水システムの劣化、配水管網の形態等)、対象地域の給水サービス及び運営維持管理に必要な予算の割り当て状況について確認する。

4) 無収水率

漏水や盗水等の状況から無収水を算出し、内訳とともに、その根拠を明らかにする。さらに、漏水箇所を特定し、原因を分析し対応策を検討する。

5) ブロック化の検討

無収水削減を目的に、管網解析を実施し、効果的な管網のブロック化を図る。ブロック化の検討にあたっては、高低差に配慮した適切な水圧管理ができるよう留意すること。

6) 実施機関の運営維持管理体制

SANAAから事業移管されたUMAPSの運営維持管理体制(情報、経験、知見、計画管理、資産管理、財務管理、情報・データ管理、部門間の役割分担と

連携状況、施設運営維持管理、顧客サービス等)を確認し課題を分析のうえ、対応策を検討する。

7) 水道料金体系

現状の水道料金設定及びこれまでの料金改定(頻度、改定幅、改定理由、改定時のプロセス等)に関する情報収集・更新・分析、現在及び過去の徴収状況・徴収体制についての情報収集・更新・分析を行う。また、水道メーターの設置及び検針状況、事業対象地域の所得水準や所得分布等と水道料金の支払意思額(Willingness to pay)及び支払可能額(Affordability)についても調査する。

8) 他開発パートナーとの役割分担と連携

本事業のスコープ決定にあたって、発注者と協力のうえ、世界銀行やIDB等が実施・計画している水供給改善のための施設整備や技術支援等との連携や役割分担を明確し、発注者と協力のうえ調査を通じて合意形成を図る。

9) 技術支援

本事業と並行して有償勘定技術支援を想定しているところ、技術支援の事業コンポーネント、対象区域、支援対象者、投入方法、投入時期、コンサルティングサービスとの役割分担等について整理し、円滑な技術支援の実施を支援する。

なお、上記項目以外に必要なだと判断される調査項目が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(4) 自然条件調査等

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避/最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査等を行う。既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、あるいは既存データでは十分な情報が得られない際は下記に該当する調査を行う。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。尚、本事業で対象とする水系統が確定した後に自然条件調査を行うことになるため、同調査の規模が当初想定以上に大きくなった場合は、必要に応じて契約変更(増額)を行う。

具体的な自然条件調査等の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量、所要期間等)については、下記において特段の指定がない限り、競争参加者がプロポーザルで提案することとする。なお、上記項目以外に必要なだと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

- 1) 気象調査(気温・降水量、風)
- 2) 水理・水文調査(水源の流量調査、水質調査、水利権、水利用の状況等を含む)
- 3) 自然災害調査(台風、地震、活断層、津波、洪水、火山噴火等)
- 4) 地形測量(基準点測量、水準測量、トラバース測量、平板測量、斜面災害の可能性)
- 5) 地質調査(ボーリング調査、現場・室内試験、液状化の可能性調査)
- 6) 地籍調査

7) 支障物調査

なお、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(5) 代替案の検討

既存調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性、施工性、維持管理、環境社会面の影響の回避・最小化等の観点から、「プロジェクトを実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う（下記において特に指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う）。

- 1) 事業・ケースとゼロ・オプションの比較
- 2) プロジェクトサイト（事業効果、経済性等を考慮した対象区域、配水池、ポンプ場等の建設・改修予定地、送水管、配水管網の新設・更新ルート等）
- 3) 送配水管の管種
- 4) 送配水管の敷設工法（開削工法、推進工法、シールド工法、パイプインパイプ工法等）
- 5) 配水池の構造形式（RC、PC、ステンレス等）

(6) 概略設計

上記各種調査や既存調査等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計実施にあたっては、本事業に係る設計方針を提案し、発注者へ協議・承認を得るとともに、先方政府・実施機関からの合意を得る。

また、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

- (ア) 管路・ポンプ場計画
- (イ) 配水池及びポンプ場の配置、仕様、フロー
- (ウ) 送水系統の水位高低図
- (エ) 送配水施設設計
 - ・ 送水用ポンプ場の改修計画
 - ・ 送水管整備計画
 - ・ 配水池の改修計画
 - ・ 配水網の改修計画
- (オ) 各施設における GHG 排出削減対策の採用
既存調査にて提案されている、施設配置計画の適正化、運転動力を最小化する浄水システム等を含め、上水道施設において実施可能な GHG 排出量削減対策を検討・提案する。
- (カ) 水道メーターの設置計画

(7) 事業実施計画の策定

1) 施工計画（仮設・架設を含む）

建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえる。

また、想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用

可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮する。

2) 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画

安全対策に係るホンジュラスの法令及び「JICA 安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS) (2021年2月)を確認の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を提案する。また、治安上の安全対策として必要な経費が発生する可能性がある場合は発注者から提供される「安全対策ガイドランス」(2019年4月)を参照しつつ、事業費に計上する。

3) 特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法

特殊工法、調達方法に影響する可能性のある工法がある場合には、施工計画の中で明確にする。

4) 必要な資機材の調達事情

事業で使用する主な資機材について、ホンジュラス、隣接国又は第三国での調達可能性を整理する。

5) 資機材調達計画

本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する(施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パーツ・機材の調達計画を含む)。

6) 事業実施スケジュールの策定

施工計画、資機材調達計画、先方政府の手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。また、施工・調達にあたって重要な項目及び環境社会配慮や森林・耕作地(休耕地を含む)、使用許可、用地取得等の外部条件を調査・整理して、バーチャート上に示す。その際には、施工にあたって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保、施工に必要な工事用道路構築等に要する期間について適切に反映する。

(8) 本邦技術の活用可能性の検討

1) 事業における技術的ニーズ

本事業に要請される技術的なニーズ(施工性、維持管理性、必要に応じて耐震性・耐風性など)を整理する。

2) 活用可能な本邦技術・工法

本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。また、競合国企業の技術レベル、施工実績等も整理する。

なお、本邦技術に優位性があると考えられる技術として以下を想定するが、提案を求める技術を以下に限る趣旨ではない。

- ・省エネポンプ
- ・高圧ポンプ
- ・減圧弁
- ・SCADA システム
- ・水道メーター(スマートメーター含む)

3) 先方政府・実施機関が活用を希望する本邦技術・工法

先方政府・実施機関が活用を希望する本邦技術・工法について、効果、機能、本邦の優位性、取扱い本邦企業、海外での活用実績、類似技術を整理する。

4) 本事業で適用されるべき本邦技術・工法

上記検討、及び先方政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術・工法について、提案する。

(9) 事業費の積算

事業費については、以下に従って積算する。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別途発注者に提出する。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。また、想定事業費を超過する場合、開発効果に考慮のうえ、整備内容に優先順位をつける。

ア. 本体事業費

イ. 本体事業費に関するプライスエスカレーション

ウ. 本体事業費に関する予備費

エ. 建中金利

オ. フロントエンドフィー

カ. コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

キ. その他 1（融資非適格項目）

- ① 用地補償等
- ② 関税・税金
- ③ 事業実施者の一般管理費
- ④ 他機関建中金利

ク. その他 2（融資非適格項目※）

- ① 完成後の委託保守費
- ② 初期運転資金
- ③ 研修・トレーニング費用、広報・啓発活動等に要する費用

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

2) 事業費の算出様式

事業については、別途発注者から提供されるコスト積算支援システム（Excel ファイル）の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。なお、コスト積算支援ツールの動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（Macintosh は推奨しない）。

3) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）（2009 年 3 月版）」を参照する。

4) 積算総括表

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

5) 直接工事費・諸経費の内訳

直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、算定根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに発注者に提出する。

なお、直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）は、予備設計レベル（百番台）と同等以上に細分化すること。

また、諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）。

6) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。特に主要な本邦技術・工法については、従来技術・工法とのコスト比較は必須とする。

7) 類似事業との概略事業費等の比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他開発パートナーやホンジュラス政府等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として報告書には記載せずに別途発注者に提出する。

- ・ 実施時期
- ・ 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- ・ 設計条件・仕様
- ・ 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- ・ 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件（履行保証の有無等）等）
- ・ 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

(10) 調達計画の策定

概略設計、施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出する。また、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しいパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。検討にあたっては「円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン（2012年4月）」、及び各種標準入札書類の内容を踏まえること。なお、下記2)～4)の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

1) ホンジュラスにおける当該類似事業の調達事情

- ・ 本事業で実施される類似の工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地施工業者の一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
- ・ 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）

2) 入札手法、契約条件の設定

- ・ 調達方式
- ・ 契約約款
- ・ 契約条件書等の設定の基本方針
- ・ 適用する JICA 標準入札書類 等

3) コンサルタントの選定方法案

- ・ International Consultants の採否
- ・ ショートリストの策定方法
- ・ コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等

4) 施工業者の選定方針案

- ・ PQ 条件の設定
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
- ・ Local Competitive Bidding（LCB）の採否
- ・ パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件・Dispute Board 設置の検討。ホンジュラス側自己資金により実施される調達パッケージが想定される場合には、ホンジュラス国内における調達法、必要書類の確認を行う。
- ・ デザイン・ビルド方式またはデザイン・ビルド・オペレーション方式等を提案す

る場合は、その必要性・適切性の説明も合わせて示すとともに、デザイン・ビルド方式及びデザイン・ビルド・オペレーション方式を採用している既往案件の施設稼働状況や管理体制を確認し、本事業での実施可能性を検討すること等

(1 1) 事業実施体制の検討

1) 実施機関の体制（組織面）

実施機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 実施機関の体制（財務・予算面）

実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。

3) 実施機関の体制（技術面）

実施機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 実施機関の類似事業の実績

実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）・課題を整理する。

5) 実施段階における技術支援の必要性

事業実施体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(1 2) 運営・維持管理体制の検討

1) 運営・維持管理機関の体制（組織面）

運営・維持管理機関の法的位置づけ、業務分掌、組織構造、人員体制などを整理する。

2) 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理することで、運営・維持管理体制の財務的持続性を確認する。

3) 運営・維持管理機関の体制（技術面）

運営・維持管理機関が保有する技術者、技術基準、研修、機材などを整理する。

4) 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称、規模、立地地域などを整理する。

5) 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

運営・維持管理体制について、上記1)～4)における課題及び必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討し、提案する。

(1 3) 実施機関負担事項の確認

1) 用地の取得・確保（作業用地、土取り場、土捨て場等を含む）

工事实施に必要となる用地について、所有者、規模、位置、アクセス方法、取得完了予定時期、実施機関の責任・役割を整理する。また、作業用地、土取り場、土捨て場については、位置、規模の概略を確定する。

2) 住民移転

住民移転について、地籍図を基に合法・非合法別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

3) 支障物移設

支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）、占有物件管理者・実施機関の責任・役割を整理する。

4) 事業実施に必要な許認可

ホンジュラス国内での環境許認可（EIA レポート作成や用地取得等）、道路掘削・占用許可、上下水料金改定、その他事業実施に必要な許認可について、許認可権者、許認可取得に要する期間、実施機関の責任・役割を整理する。

5) 工事实施上の規制（工事安全、環境等を含む）

工事实施上の規制について、規制権者、実施機関との関係を整理する。

(14) 環境社会配慮に係る調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月）（以下「JICA 環境社会配慮ガイドライン」）に基づき、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019年11月）」（貸与資料）に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は以下のとおり。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認

汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。また、隣接する地域で環境社会配慮調査が過去に実施されている場合には、既存のデータも参照しつつ必要な情報・データを収集する。

2) 先方政府の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境社会配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ・ 当国の制度における手続きや所要期間（特に EIA の更新の必要性を確認）
- ・ 「JICA 環境社会配慮ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定する）の実施

4) 影響の予測（基本的に定量的予測を含む）

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討

6) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、「モニタリングフォーム等」（案）の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。JICA 環境社会配慮ガイドライン別紙 5 を参照のこと。女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がされるよう支援する。

10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換

算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(15) 用地取得・住民移転にかかる計画案の作成

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）及び世界銀行 ESS5 に基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1) ~ 12) のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託にて実施することを認める。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、地籍・財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20% を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(16) ジェンダー視点に立った調査と計画策定

1) 現状把握

事業対象地域のジェンダーに関連する社会規範・慣習を踏まえ、本事業で想定する裨益者の男女で異なるニーズや課題等について調査する。また、実施機関における女性の雇用促進や管理職割合、技術者育成等のジェンダーに係る方針を確認するとともに、他ドナー実施分も含む類似事業における労働者の女性割合の現状、ジェンダー視点に係る施策の有無・内容等を調査する。

2) 上記を踏まえた実施機関との協議

上記の調査実施後、実施機関との協議を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組み（本事業におけるジェンダー視点に立った設計・仕様・取組の反映、本体工事における非熟練／熟練労働者雇用に占める女性割合の設定、同一賃金の徹底、女性労働者用トイレ・更衣室や託児所・授乳室等のファシリティの設置、等）の事業内容への反映を検討する。加えて、住民説明会におけるジェンダーバランスの担保、男女双方からのヒアリングを通じた対象地域被影響住民の適切な把握、寡婦世帯・女性世帯主世帯など特に脆弱な状況におかれた世帯への特別保証措置等の方策につき、検討する。

具体的な検討に際してのステップは以下の通り。

- ①本事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための設計・仕様・取組を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（運用・効果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保し測定するための運用・効果指標を設定する。

また、Gender Assessment Report 等の提出を要請された場合には、実施機関による資料作成や質疑応答等の業務支援を行う。

(17) 免税措置の確認

当国での他の円借款事業における免税対応も参考に、本事業における当国の免税措置について、当国の法制度を参照しつつ、確認する。

(18) 本事業実施にあたっての留意事項の整理

本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。なお、プロジェクト実施に際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理したうえで「調査関連資料」として、別途発注者に提出する。

1) 事業実施上の留意事項の整理

- 既存運営事業者との調整
- HIV対策
- 軍事利用の回避
- 人材雇用における障害のある求職者又は被雇用者への情報保障や安全確保等の合理的配慮 等

(19) コンサルティング・サービス

上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、技術移転等）の内容とその規模（業務人月）、上水道施設に関する運営、維持・管理に係る研修の計画、住民への啓発活動について提案する（コンサルタント TOR（案）の作成を含む）。提案内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

(20) 事業効果の検討

本事業によって得られる効果を定量的効果、定性的効果に分けて評価する。なお、IRR の算出は、別途発注者から提供される IRR マニュアルを参考とする。(同マニュアルは公示の際に貸与資料扱いとし、契約締結後正式に配布扱いとする。)

1) 定量的効果

① 内部収益率 (IRR)

本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率 (EIRR) を算出する。また調査対象事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率 (FIRR) も併せて算出する。算出に当たっては発注者から提供される「IRR (内部収益率) 算出マニュアル」に準拠すること。なお、IRR 算出にかかる以下の詳細については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。

- ・ 計算根拠 (算出にあたっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む)
- ・ 算出に使用した計算シート (Microsoft Excel の電子データ)

② 運用・効果指標

「資金協力事業 開発課題別の指標例 (JICA、2020 年 2 月)」を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値と共に事業完成の 2 年後をめどとした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価にあたっての留意事項の整理を行う。なお、本事業における運用・効果指標としては下記を想定するが、その他にも有益な指標があれば適宜提案する。

- ・ 給水時間
- ・ 受益者数
- ・ 水道普及率
- ・ 無収水率・漏水率
- ・ 給水圧
- ・ 配水設備全体における使用電力量
- ・ GHG 排出量 (削減量)

2) 定性的効果

本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠と共に、可能な限り具体的に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業 (本事業における受注企業以外) への裨益効果についても検討する (例: ホンジュラスに進出している本邦製造企業にもたらされる便益等)。

(21) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析

本事業の実施により、気候変動によって変化する増水・渇水リスクを軽減し、対象地域の安定的な水供給が確保されることが見込まれ、気候変動対策 (適応策) と位置づけられる可能性があることから、「JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT) (適応策) (JICA 2019 年)」の「気候リスク評価の実施」及び上水道分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、気候リスク (ハザード、曝露、脆弱性) を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。また、本事業におけるエネルギー使用の特性を考慮した送水ポンプ等再エネ・省エネ設備の導入促進や無収水率削減によって消費エネルギー・温室効果ガス (GHG) 排出量の削減が見込まれ、気候変動対策 (緩和策) にも資する可能性があるため、「JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate FIT) (緩和策) 等を参考に緩和効果 (温室効果ガス削減量) の推計の検討を行う。

(22) 本邦企業説明会の実施

本事業に関する本邦企業の関心を高め、意見を聴取すること目的に説明会を開催（対面乃至オンライン）する。実施に当たっては、資料案を作成のうえ、発注者の確認・承認を得る。また、発注者の指示のもとで必要に応じて企業説明会実施にかかる運営事務（案内、議事録作成、企業等への連絡・調整等）や説明会会場における質疑対応等を行う。会場は原則、JICA の施設を利用する。

(23) プルーフエンジニアリング実施のための資料作成

本調査の成果については、JICA が別途雇用するコンサルタントによる照査を行う（プルーフエンジニアリング：PE）可能性がある。その際、以下の時期において発注者が指示する内容を簡潔に整理し、その内容について承諾を得るものとする。なお、各時期において主に整理する内容は、以下を予定している。人月変更が生じる場合は、契約変更にて対応する。

1) 業務計画書案の提出時

- 調査の基本方針
- 工事費積算に当たっての留意事項（事業内容、施工サイトの特性等を踏まえた留意点）

2) 工事費積算の作業開始直前

- 工事費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法）
- 適用予定の本邦工法・技術

3) 工事費積算（案）の提出直後

- 事業費積算（案）
- 工期 ※ 雨季・冬季・出水期における休工期間を考慮すること
- 主要工種の工法（仮設・架設を含む）

受注者は、この PE の結果を踏まえて各レポート等に必要な修正を行うこと。なお、PE には約 4 週間（業務計画書案の提出時においては約 3 週間）を要するため、PE 結果を踏まえた修正作業期間を考慮して説明資料提出時期を設定すること。

(24) レポート等の作成・協議

- 1) 上記の作業を踏まえて、「第 8 条 報告書等」に記載の各レポートを作成のうえ、発注者に確認・承認を得ることとする。
- 2) 現地調査の冒頭には、レポート内容について先方関係省庁・機関及び JICA ホンジュラス事務所に対し内容を説明し、協議・確認する。
- 3) 当国関係省庁・機関の事業承認に必要な情報を提供するために、別途発注者が指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

(25) ドラフト・ファイナル・レポートの現地関係者への説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートを先方政府・実施機関関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。特に、今後の協力可能性に関しては、現実的な案となるようホンジュラス側関係者との協議を密に行うものとする。

協議の結果、ドラフト・ファイナル・レポートの内容についてホンジュラス側からコメントがなされた場合は、これを十分検討して発注者と協議の上、必要に応じ反映させるものとする。

(26) COVID-19による影響に配慮した計画策定

コロナ対策に関する現地の法令・ガイダンス等を調査し、これらを踏まえて、下記の通りコスト積算、実施スケジュール、コンサルタント TOR 等に反映する。

①コスト積算：現地の法令・ガイダンスや対外公表されている建設現場におけるコロナ対策を参考に、必要となるコロナ対策費を積算に含める。また、事業実施中の感染拡大状況の変化に対応するための暫定金額を計上する。

②実施スケジュール、コンサルタント TOR・人月策定：上記法令等を踏まえて、現実的なスケジュールならびに必要な TOR を作成する。

第8条 報告書等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。また以下の3)～5)のレポート提出時には、要約の和文及び西文を、レポートとは別に作成し、併せて電子データにて提出することとする。なお、3)及び4)のレポート提出時期については、各1回の提出前提に、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5)準備調査報告書及び6)デジタル画像集とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について承認を得るものとする。なお、当該説明については、打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10営業日以内

部 数：和文及び西文の電子データにて提出

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後1か月以内

提出形態：和文及び西文の電子データにて提出

3) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、実施・運営体制、事業対象エリア、概略設計結果、環境社会配慮、自然条件調査等

提出時期：「第3章. 2. 業務実施上の条件(1)業務工程」に示す期日まで

提出形態：和文及び西文の電子データにて提出

4) 準備調査報告書(ドラフト・ファイナル・レポート)(経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項：調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期：「第3章. 2. 業務実施上の条件(1)業務工程」に示す期日まで

提出形態：和文、英文及び西文の電子データにて提出

5) 準備調査報告書(ファイナル・レポート)(経済財務分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイル(分析の過程が分かるもの)を含む)

記載事項：調査結果の全体成果(要約を含む)

提出時期：「第3章. 2. 業務実施上の条件（1）業務工程」に示す期日まで
部 数：和文5部、英文5部、西文5部、CD-R3部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の要約を10ページ程度で取りまとめ、和文版、英文版、西文版の最初の部分に入れる。また、一定期間非公開となる情報を除いた英文、西文及び和文の電子データを作成し、調査終了後速やかに公開する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

- ア) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- イ) 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ウ) 民間企業の事業や財務に関わる情報

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像（完成イメージ動画も含む）

提出時期：準備調査報告書と同時提出

部 数：CD-R3部

（2）収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

（3）その他の提出物

1) 議事録等

先方政府・実施機関・他開発パートナーとの各調査報告説明・協議に係る議事録（M/M）乃至 M/M に準ずる文書を作成し、発注者に5営業日以内に提出する。発注者・事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日前までに配布資料（各報告書の和文要約を含む）を発注者に提出する。

2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月5日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方政府・実施機関・他開発パートナーへの提出書類

先方政府・実施機関・他開発パートナーへの提出文書は、その写しを発注者（ホンジュラス事務所も含む）に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、別途発注者に提出することとした情報や、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

（4）成果品の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として電子データとし、ファイナル・レポートは製本とする。いずれの報告書もデータ（PDF 及び Word、計算ファイルについては Excel、写真ファイルは jpeg 等の画像データ）も併せて提出する。なお、提出期限の10営業日前を目途に仮提出を行い発注者からの確認を得るものとする。報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	対象エリアや対象施設の選定基準や方針	第6条 実施方針及び留意事項 (14)整備対象エリアの検討・選定及び (15)整備対象施設の選定
2	本邦企業が有する技術、製品活用の可能性	第6条 実施方針及び留意事項 (6)本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：送配水施設の整備及び無収水対策に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任／上水道計画

➤ 上水道施設計画 I

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 10.90 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／上水道計画）】

- ① 類似業務経験の分野：送配水施設の整備及び無収水対策に係る各種業務
有償資金協力の案件形成に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：開発途上国地域
- ③ 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。

【業務従事者：上水道施設計画Ⅰ】

- ① 類似業務経験の分野：送配水施設の整備及び無収水対策に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：開発途上国地域
- ③ 語学能力：英語。なお、西語を理解することが望ましい（両言語について語学証明書を有する場合は添付すること）。

3) その他学位、資格等

プロポーザル作成ガイドラインの21ページで説明する「機構が実施している契約管理セミナー」として、「能力強化研修（円借款の建設工事の安全管理に係る コンサルタント能力強化研修）」を評価対象とします。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2022年12月中旬より業務を開始し、下記の期日までにそれぞれの報告書を提出する。

- 1) インテリム・レポート：2023年4月28日迄
- 2) 準備調査報告書案（ドラフト・ファイナル・レポート）：2023年9月29日迄
- 3) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2024年2月29日迄

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 27.50人月（現地：20.75人月、国内：6.75人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／上水道計画（2号）
- ② 上水道施設計画Ⅰ（3号）
- ③ 上水道施設計画Ⅱ*¹
- ④ 電気設備設計
- ⑤ 機械計画
- ⑥ 施工計画・積算
- ⑦ 経済財務分析・資金計画
- ⑧ 運営維持管理計画
- ⑨ 環境社会配慮（法制度の確認を含む）

*1 上水道施設計画Ⅰは、送配水管（管網）、メーター設置を担当し、上水道施設計画Ⅱは、配水池・ポンプ場（施設）を担当することを想定している。

3) 渡航回数を目途 のべ 22 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境影響評価調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- IRR 算出マニュアル
- コスト積算キット

JICA 中南米部中米カリブ課 (5rtcc@jica. go. jp) へ連絡し入手してください。

2) 公開資料

- ホンジュラス共和国 JICA 国別分析ペーパー（2020 年 3 月）
<https://www.jica.go.jp/honduras/ku57pq0000046d2y-att/jcap.pdf>
- ホンジュラス国テグシガルパ上水事業に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2021 年 12 月）
https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_613_12367041.html
- Tegucigalpa:Water Supply Strengthening Project」 （2019～2025 年）
<https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P170469>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA ホンジュラス事務所、在ホンジュラス日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、（特に地方にて活動を行う場合は、複数の連絡手段の確保に留意し）現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）

自然条件調査及び環境影響評価調査（現地再委託経費）

(3) 定額計上について

下表の区分で定額とある経費については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記（2）の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額 (消費税抜き)	区分	費用項目		
1	自然条件調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容(4) 自然条件調査等」	20,000,000 円	定額かつ別見積	直接経費	再委託	
2	環境影響評価調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案 7. 業務の内容(14) 環境社会配慮に係る調査(15) 用地取得・住民移転に係る計画案の作成」	10,000,000 円	定額かつ別見積	直接経費	再委託	

(4) 見積価格について、
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄アメリカ⇄テグシガルパ

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

(ア) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

特になし。

別紙2：プロポーザル評価表

別紙2 プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／上水道計画	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	15	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(—)	(13)
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
(2) 業務従事者の経験・能力：上水道施設計画 I	(16)	
ア) 類似業務の経験	9	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	